

下水道のしずみ

も く じ

- 下水道の役割と利用のお願い ②
- 公共下水道と排水設備 ③
- 下水道を利用するには
どうしたらいいの? ④
- 貸付金制度があります ⑤ ⑥
- 事業所のみなさまへ ⑦
- 下水道の使用料金 ⑧
- 下水道使用の注意 ⑨ ⑩



は じ め に

橿原市は、よりよいまちを創造するため、計画的な都市形成を図り、市民生活の向上を目指す都市の実現に努力しています。

大和三山に代表される美しい自然と恵まれた歴史的風土は「橿原市」のすぐれた財産です。このような豊かな自然と風土を守りながら、生活環境を良くするために、下水道の整備に全力で取り組んでいます。

市民の皆さま方に一日も早く、下水道を利用していただけよう、本事業にぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

下水道の役割と利用のお願い

?Q

下水道って何？

A

下水道は家庭などから出る排水や排泄物などの汚水を下水処理場へ集め、きれいな水にして川や海へ流しています。橿原市の汚水は広陵町の第二浄化センターで汚水処理を行い、曽我川へ放流しています。

汚水処理され、川や海などへ流れた水は、蒸発して雲となり、雨が降って川やダムにたまります。その水が浄水場で安全な水となり、再び私たちの生活で使われます。

?Q

下水道ができると暮らしはどう変わるの？

A

・より衛生的な生活ができます。

くみ取り式トイレや浄化槽から、下水道に直接流す水洗トイレにすることにより、し尿はほかの汚れた水と一緒に浄化センターできれいにされ、より衛生的な生活ができます。

また汚水が水路や川に流れないので、悪臭や、蚊等の発生を防ぎ、まちが清潔になり、川や海の水質が保たれ、水辺の自然環境が守られます。

・浄化槽の維持管理が不要になります。

単独浄化槽や合併浄化槽は適正な維持管理をしないと、その機能が果たされません。下水道に接続することで、水洗トイレの水と生活排水を下水道管へ排出することができ、浄化槽の維持管理が不要になります。



公共下水道へ早期の接続をお願いします

このように下水道は、私たちの生活の中で大切な役割を果たしていますが、みなさまに利用していただくことでその効果を発揮することができます。公共下水道がご利用できるようになりましたら、なるべく早く接続工事をしていただきますようお願いいたします。

排水設備の設置義務

台所、浴室、洗面所、水洗トイレなどからの汚水は、**遅滞なく**公共下水道へ接続するための排水設備を設けなければなりません。

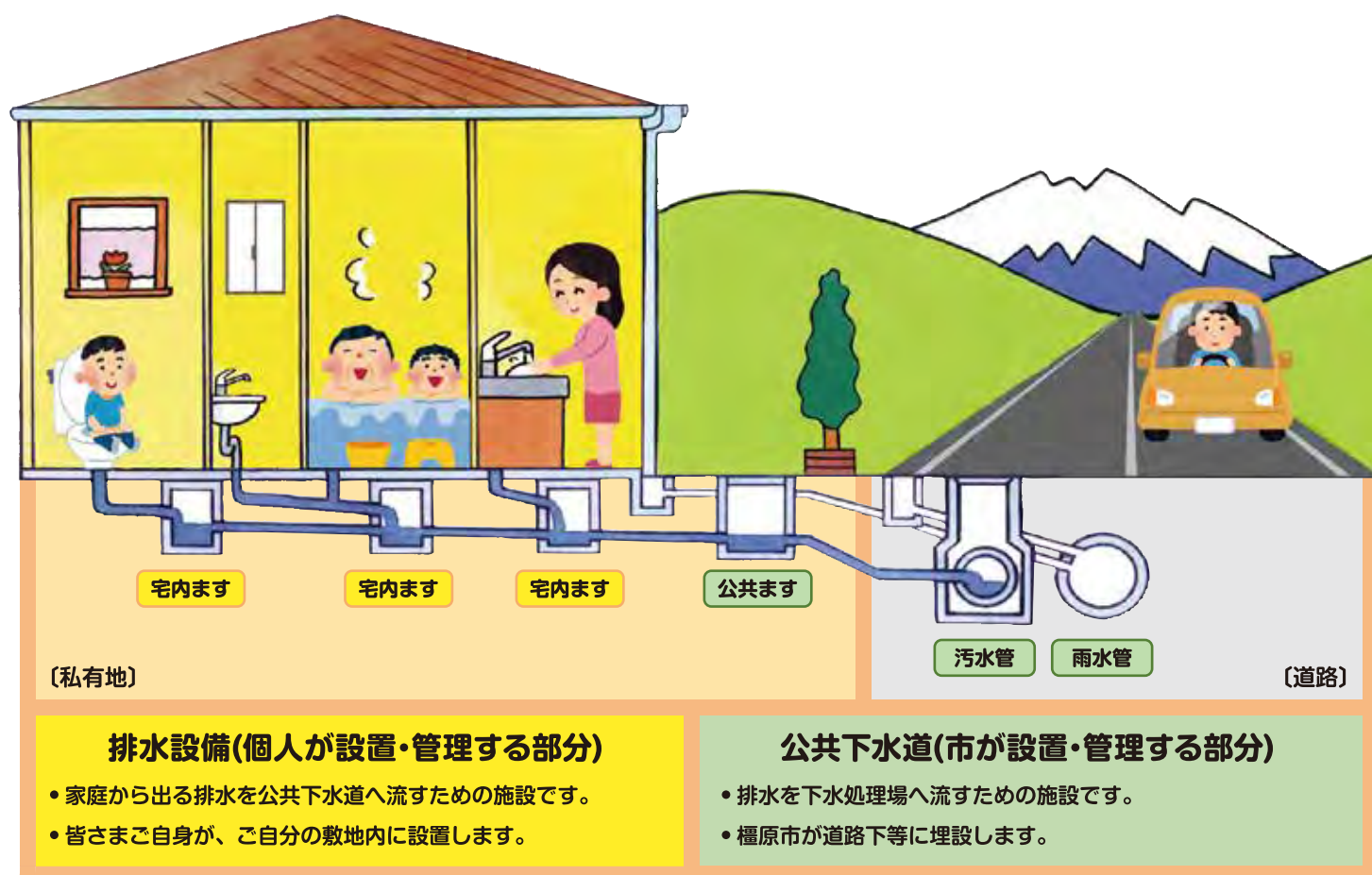
(下水道法第10条)

くみ取り便所の改造義務

公共下水道がご利用いただける日から**3年以内**に水洗トイレに改造しなければなりません。

(下水道法第11条の3)

公共下水道と排水設備



下水道の管理区分

下水道は設備によって所有・維持管理区分が違います。

排水口から流れた水が通る排水管・宅内ますなどの排水設備は、使用者の所有物であり財産です。維持管理や修繕・工事は、使用者が行うことになっておりますので、定期的に点検を行いましょう。また、公共ます・汚水管などの公共下水道は、市が維持管理を行っています。

公共ますとは？

檀原市の市章が入った蓋がある「ます」のことで、公共下水道の工事を行うときに、皆さまの敷地内で道路から1m以内の場所に市が設置します。ご家庭の排水を公共下水道に流すために必要となるもので、点検や清掃などを行う大切な設備です。

※公共ますの上には、壁や石積みなどの構造物を造らないでください。

※最低年1回は蓋を開けて点検し、水を流して清掃するなどしてください。

檀原市の公共ますの蓋の例



直径20cm

排水設備工事の申し込みから使用開始まで



① 排水設備工事の申込

まずはじめに、指定工事店へ工事の見積もりを依頼してください。
その後、皆さまから指定工事店に工事を発注してください。
指定工事店以外への発注はできません。



② 排水設備工事の申請

指定工事店は皆さまに代わり、
市へ工事に必要な申請をします。

工事費用を一度に負担するのが難しい場合
貸付金制度があります。(詳細は次頁)
※貸付金の申請は排水設備工事の申請と
同時に行ってください。



③ 工事の着工、完了

市は提出された書類を審査し、排水設備等計画確認通知書を交付します。
通知書が交付されれば、指定工事店は、工事に着手することができます。



④ 検査・使用開始

指定工事店の工事が完了すると、市が検査します。検査に合格すると
検査済証を交付します。その後、下水道の使用開始となります。

排水設備工事は必ず指定工事店で!

檀原市では、排水設備工事に必要な技術や知識を兼ね備えた排水設備工事責任技術者がいる工事店を「**排水設備工事指定工事店**」(指定工事店)として登録しています。(P10 指定工事店はこちら<QRコード>参照)
檀原市での排水設備工事に必要な手続きや工事の基準についても理解しており、安心して排水設備工事を依頼できると檀原市が認めた工事店です。

指定工事店以外では、排水設備工事をすることはできません。また、届出をしないで工事を行い、排水を下水道に流すことは不正使用になります。このような場合、さかのぼって下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、支払額が高額になることがあります。

貸付金制度

公共下水道への接続工事を計画しているけど、工事費用を一度に支払うのが難しい…。
こんな時、工事費用を無利子で借りることができる制度があります。

概要

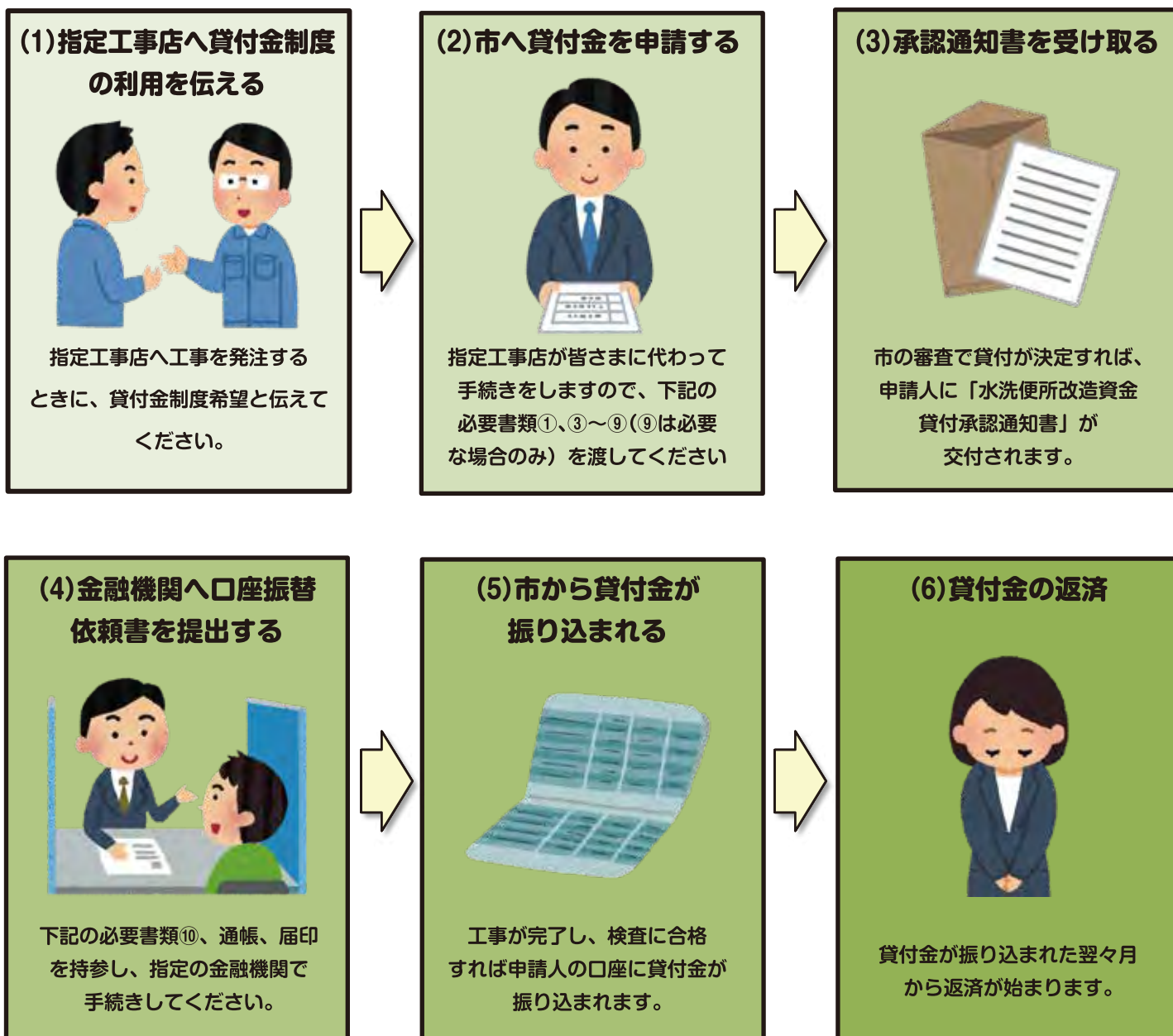
	公共下水道を使用できる日から 3年未満 の申請	公共下水道を使用できる日から 3年経過後 の申請
対象となる 工事	お使いのトイレを公共下水道に接続するため、便器や洗浄用具、 給排水管を新しくする工事 (新築や建替え、会社や法人が所有したり、使ったりしている建物は対象外)	
貸付額	建物1戸につき 80万円 以内	建物1戸につき 45万円 以内
貸付利率	無利子	
返済期間	40ヶ月 (3年4ヶ月)以内	30ヶ月 (2年6ヶ月)以内
返済方法	貸付の翌々月から毎月均等な額を指定の金融機関からの口座振替で返済	
申請人の 条件	・ 家屋の所有者、または工事について家屋の所有者の承諾を得た使用者 ・ 住民税が課税されている ・ 市税を滞納していない ・ 連帯保証人1名を有する	
連帯保証人の 条件	・ 満20歳以上 ・ 市税を滞納していない ・ 住民税が課税されている ・ 申請人と生計が別である(申請人と同じ世帯の方は連帯保証人になれません)	

必要書類

希望される場合は、**指定工事店**を通じて申し込んでください。

- ①水洗便所改造資金借受申請書
- ②排水設備等工事調書 …………… 指定工事店が記入します。
- ③水洗便所改造資金借用証書 …………… 借用金額に応じた収入印紙を貼ってください。
- ④水洗便所改造資金貸付金請求書
- ⑤財産調査同意書

手続きの流れ



橿原市ホームページからも印刷できます。

⑥課税証明書 ※非課税証明書は不可

⑦納税証明書

⑧印鑑登録証明書

⑨世帯主が記載された住民票抄本 … (⑨は必要な場合のみ)

⑩橿原市水洗便所改造資金貸付償還金預金口座振替依頼書

※①、③～⑤、⑩の用紙は指定工事店から受け取ってください。

申請人・連帯保証人、両方共必要です。指定工事店に渡すときは、封筒に入れて封をしてください。

申請人と連帯保証人で世帯は別であるが住所が同じ場合、申請人・連帯保証人、両方共必要です。

工場や事業場のみなさんへ



工場や事業場からの公共下水道への排水については、河川などの水域の水質保全や下水道施設機能の保護の観点から、下水道法等の法令により水質規制が行われています。

また人の健康や生活環境に対して被害を及ぼす恐れのある物質を排水する施設であって、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定められた「特定施設」については、届出や下水排除基準の遵守などが義務付けられています。

関係事業者におかれましては、必要な届出を行うとともに、有害物質の流出防止・排水の水質改善へのご理解とご協力をお願いします。



各種届出の一覧

①これから下水道を使用する場合

届 出 名	届出が必要な場合	届出の時期
公共下水道使用開始 (変更) 届	・ 一日最大 50 m ³ 以上の汚水を排出する ・ 下水道排除基準を上回る汚水を排水する	使用開始する前
公共下水道使用開始届	・ 特定施設を設置するとき（上記に該当しない場合）	使用開始する前

②新しく特定施設の届出をする場合

届 出 名	届出が必要な場合	届出の時期
特定施設設置届出書	・ 公共下水道を使用する施設が新たに特定施設を設置しようとするとき	工 事 着 手 の 60日前まで ※1
特定施設使用届出書	・ 公共下水道を使用している施設で、今まで特定施設ではなかった施設が新たに法令により特定施設となったとき	特定施設となった 日から30日以内
	・ すでに特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道の使用 開始日から30日 以内

※1 期間を短縮できる場合があります。詳細はお問合せください。



水質の測定義務と報告義務

下水を排除している特定施設の設置者は、その水質を測定し、その結果を 5 年間保存しなければなりません。また下水道を適正に管理するために市から求められた場合は、下水の水質について報告する必要があります。

※測定方法、測定箇所、記録の方法については、下水道課にお問い合わせください。

使用料金

公共下水道を使用する方には、下水道使用料の負担をお願いしています。
特別の場合を除き、2ヶ月に一度、上水道料金と一緒に請求させていただきます。

使用料単価

汚水排出量1立方メートルにつき下の表の単価になります。(別に消費税が加算されます)

一般排水		中間排水	特定排水
公衆浴場	その他		下記に加え汚水の水質によって水質使用料が加算されます。
56円	120円 一般のご家庭はこの単価です	170円	220円

○水道水だけをお使いのご家庭は、水道水の使用水量を汚水排出量として使用料を計算します。
○井戸水をお使いのご家庭は、その使用形態により汚水排出量を決めて使用料を計算します。
(下水道課に届出が必要です)

※中間排水とは、工場その他の事業場（公衆・共同浴場及び市長が認める公共または公益関係の業種を除く）からの汚水排出量が1ヶ月300立方メートルを超え、750立方メートル以下の部分をいいます。

※特定排水とは、工場その他の事業場（公衆・共同浴場及び市長が認める公共または公益関係の業種を除く）からの汚水排出量が1ヶ月750立方メートルを超える場合にそのを超える部分をいいます。

下水道使用料ってどのくらい

〈一般のご家庭で2ヶ月ごとに使用水量を検針する場合〉

【計算式】 使用水量をいれてください
 $\text{m}^3 \times 120\text{円(単価)} + \text{消費税} = \text{ 円}$
 円が、お客様の2ヶ月分の下水道使用料です。

【例えば…】2ヶ月で30 m^3 使用された場合
 $30\text{m}^3 \times 120\text{円} + \text{消費税}(10\%) = 3,960\text{円}$

皆様に負担していただいた下水道使用料は次のようなことに使われます

公共下水道管の清掃や補修



下水処理場の運転費用



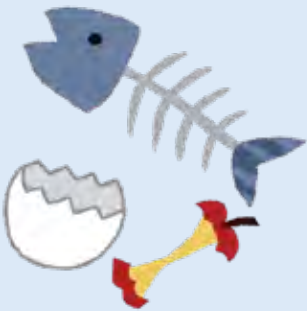
ご使用時の注意

公共下水道の使用にあたっては、個人個人が十分に注意して使わないと故障の原因となり、設備の寿命を縮めることになります。

排水設備の詰まりや故障の際の修理費は皆さまで自身の負担となります。下水道や排水設備を大切に使うために下水道を正しく使いましょう。

下水道に流してはいけないものについて

残飯や野菜くず



燃やすごみとして出すか、コンポスト（生ごみ処理器）でたい肥にしましょう。

大量の洗剤



高濃度の薬品や、大量の洗剤は下水管を痛めてしまいます。適剤・適量を使うようにしましょう。

髪の毛



髪の毛は下水管の中でからまり、詰まりや悪臭の原因になります。

油類



下水管の詰まりの原因になります。古紙等にしみこませたり、食用油のリサイクルを行うなど、流さないようにしましょう。

水に溶けない紙や布



水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつは下水管の詰まりの原因となります。

有害・有毒・危険物



土砂・セメント・木片などの下水管がつまるような有害な物を流すと、下水があふれてしまいます。また、有害・危険物についても下水道に流さないでください。

ディスポーザを使用する場合は

生ごみをディスポーザ（粉砕機）で細かくして下水道に流す場合は、**「[橿原市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱](#)」**に適合しているものしかご使用になれません。

※ディスポーザを設置する場合は「**橿原市排水設備工事指定工事店**」に依頼してください。

排水設備の点検・管理について

排水設備は、快適な暮らしを支える大切なものです。詰まりを防ぐために、定期的な点検・清掃をしましょう。

点検の仕方



ますの蓋を開け、排水の流れが滞っていないか、木の根が入り込んでいないか確認しましょう。



ますの臭いが気になるか調べましょう。

清掃の仕方



バケツやホースなどで水を勢いよく流す。



ますの蓋を開け、ゴミや異物、木の根を取り除く。

飲食店の方はグリーストラップを定期的に清掃してください。

橿原市では、下水道条例などで下水道から流される水の**水質基準**を定めており、その水質基準を**超過する恐れのある油**を流す場合には、**グリーストラップ（油脂分離阻集器）**の設置を推奨しています。また、グリーストラップは、清掃を適切に行わないと阻集機能が低下し、宅地内の配管や下水道の本管が油脂で詰まる原因ともなりますので、設置後は**適切な清掃**を行うようにしてください。



▲グリーストラップ

ご注意ください

排水がつまったときは

（トイレの場合）

ラバーカップ等で詰まりを解消してみましょう。
解消しない場合は、公共ますの中を確認しましょう。



◀ラバーカップ

きれい

排水口から公共ますまでの間、排水が詰まっている可能性があります。宅内ますの掃除を行い、解消しなければお近くの清掃業者か指定工事店へご相談ください。

指定工事店はこちら



※費用は使用者の負担となります。

排水で
いっぱい

公共ますから下水管までの間、排水が詰まっている可能性がありますので、ご連絡ください。

下水道部 下水道課
☎ 0744-27-4411



〒634-0826

橿原市川西町1038-2

TEL:0744-27-4411

FAX:0744-27-4754

橿原市 下水道課

令和5年8月 発行